

○ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例施行規則

平成6年11月1日

規則第98号

改正 平成9年3月26日規則第6号

平成13年3月30日規則第17号

令和2年3月31日規則第21号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 魚市場関係事業者

第1節 卸売業者（第2条－第8条）

第2節 買受人（第9条－第17条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第18条－第30条）

第4章 魚市場施設の使用（第31条－第40条）

第5章 監督（第41条）

第6章 ひたちなか市魚市場委員会（第42条－第45条）

第7章 雑則（第46条・第47条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例（平成6年条例第94号。以下「条例」という。）第56条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 魚市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売の業務の許可申請）

第2条 条例第10条第1項の規定による卸売の業務の許可の申請は、卸売業務許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 定款

（2） 登記事項証明書

（3） 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
  - (5) 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれに代わるべき書類
  - (6) 申請者が条例第10条第2項第2号から第4号までに該当しないことを誓約する書面
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (卸売業務許可証)

第3条 市長は、条例第10条第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 卸売業者は、前項の規定により交付された卸売業務許可証を、魚市場内の多数の者の目に触れやすい場所に掲示するものとする。

3 卸売業者は、当該卸売業務許可証を紛失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、卸売業務許可証の再交付を受けなければならない。

4 前項の再交付の申請は、卸売業務許可証再交付申請書（様式第3号）により行うものとする。

5 条例第10条第1項の許可の取消しその他の事由により卸売の業務を行わないこととなったときは、卸売業者その他関係人は、速やかに、当該卸売業務許可証を市長に返還しなければならない。

(卸売の事業の譲渡等の認可申請)

第4条 条例第15条第1項の規定による卸売の事業の譲渡の認可の申請は、卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類及び譲渡に係る契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (5) 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれに代わるべき書類
- (6) 譲受人である申請者が条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第10条第2項第2号から第4号までに該当しないことを誓約する書面

2 条例第15条第2項の規定による卸売業者である法人の合併又は分割の認可の申請は、卸売業者法人合併（分割）認可申請書（様式第5号）に、当該申請者及び合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し又は分割に係る計画書若しくは契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（1） 定款

（2） 登記事項証明書

（3） 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

（4） 株主若しくは出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

（5） 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに代わるべき書類

（6） 合併後存続する法人、合併により設立される法人又は分割により卸売の業務を承継する法人が条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第10条第2項第2号から第4号までに該当しないことを誓約する書面

3 市長は、条例第15条第1項の認可をしたときは卸売業者事業譲渡・譲受認可通知書（様式第6号）を、同条第2項の認可をしたときは卸売業者法人合併（分割）認可通知書（様式第7号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

（名称変更等の届出）

第5条 条例第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出は、卸売業者名称等変更届出書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第16条第1項第3号の規定による卸売の業務の開始、休止又は再開の届出は、卸売業務開始（休止・再開）届（様式第9号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

3 条例第16条第1項第3号の規定による卸売の業務の廃止の届出は、卸売業務廃止届（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

4 前項の規定は、条例第16条第2項の規定による届出について準用する。

（貸借対照表及び損益計算書の写しの作成等）

第6条 卸売業者は、条例第17条の規定による貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、少なくとも1年間、これを主たる事務所に備えておくものとする。

（せり人の届出）

第7条 条例第19条第1項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものでないこと。
- (3) 買受人又はその役員若しくは使用人でないこと。

2 条例第19条第2項の規定によるせり人を定めたときの届出は、せり人届出書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) せり人の戸籍抄本又はこれに代わる書面
- (2) せり人の履歴書
- (3) せり人による前項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第19条第2項の規定によるせり人でなくなった旨の届出は、せり人廃止届（様式第12号）により行うものとする。

（記章の着用）

第8条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用するものとする。

## 第2節 買受人

（買受人の承認申請）

第9条 条例第20条第1項の規定による買受人の承認の申請は、買受人承認申請書（様式第13号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 申請者が個人である場合 次に掲げる書類
  - ア 戸籍抄本又はこれに代わる書面
  - イ 市町村（特別区を含む。）の長が発行する市町村税（特別区税を含む。）の納税証明書（未納がないことの証明）
  - ウ 履歴書
  - エ 申請者が条例第20条第2項第1号及び第4号から第6号までに該当しないことを誓約する書面
  - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が法人である場合 次に掲げる書類
  - ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名若しくは名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

オ 最近2年間における貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに代わるべき書類

カ 申請者が条例第20条第2項第4号、第5号及び第7号に該当しないことを誓約する書面

キ その他市長が必要と認める書類

(買受人の承認に係る意見聴取)

第10条 市長は、条例第20条第1項の承認に当たっては、卸売業者の代表者及び買受人の組合の代表者（買受人の組合が設立されている場合に限る。）の意見を聴くものとする。

(買受人承認証)

第11条 市長は、条例第20条第1項の承認をしたときは、買受人承認証（様式第14号）を申請者に交付するものとする。

2 第3条第5項の規定は、前項の規定により交付した買受人承認証について準用する。

(買受人の保証金の預託)

第12条 条例第20条第1項の承認を受けた者は、買入限度額（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）の10分の1以上10分の3以下の額の保証金を、卸売業者に預託しなければならない。

2 前項の保証金は、現金をもって預託するものとする。

(買受人の保証金の返還)

第13条 前条の保証金は、買受人としての資格を失ったときに返還する。ただし、卸売業者に対して債務があるときは、その返済に充当するものとする。

(買受人章)

第14条 買受人は、魚市場内においては、買受人章を常に着用するものとする。

2 前項の買受人章は、買受人が一定の様式に基づき用意するものとする。

(名称変更等の届出)

第15条 条例第22条第1項第1号又は第2号の規定による届出は、買受人名称等変更届出書（様式第15号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第22条第1項第3号の規定による届出は、卸売取扱廃止届（様式第16号）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

3 前項の規定は、条例第22条第2項の規定による届出について準用する。

（卸売業者による報告）

第16条 卸売業者は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、その旨を市長に報告するものとする。

（1） 条例第23条に規定する買受人の承認の取消しの要件に該当すると認められるとき。

（2） 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。

（3） 買受代金の支払を怠ったとき。

（買受人の承認の取消しに係る意見聴取）

第17条 第10条の規定は、条例第23条の規定による買受人の承認の取消しをしようとする場合について準用する。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

（卸売の方法）

第18条 卸売業者が魚市場において行う卸売は、現品又は見本によって行うものとする。ただし、これと異なる取引の慣習があるときその他現品又は見本によることが困難であるときは、この限りでない。

（物品の下見）

第19条 卸売業者は、せり売り又は入札の方法により卸売をする場合には、卸売のための販売の開始時刻前に、買受人が下見をすることができるよう、当該物品を卸売場に配列するものとする。

2 売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ、これを開始することができない。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

（秘密取引の禁止）

第20条 売買取引は、そでの下、耳やりその他秘密の方法によって行ってはならない。

2 売買取引の呼値は、金額による。ただし、取引の慣行があるときは、その慣行による符号を用いることができる。

3 卸売業者は、前項の符号を用いようとするときは、その符号について提示しなければならない。

（せり売りの方法）

第21条 せり売りは、せり人が、せり売りをしようとする物品について、品目、数量、重量その他必要な事項を呼び上げた後でなければ、開始することができない。

2 せり落としは、せり人が最高申込価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、その最高価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。第4項において同じ。）が指値（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）に達しないときは、この限りでない。

3 前項の呼び上げ回数は、時宜によりこれを変更することができる。

4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によりせり落とし人を決定する。

5 せり人は、せり落とし人を決定したときは、その価格（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）及び氏名又は名称若しくは商号を呼び上げなければならない。

（入札の方法）

第22条 入札は、卸売業者が、入札による卸売をしようとする物品について、品目、出荷者、数量、重量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、一定の入札書に氏名、入札金額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。以下同じ。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札終了後、直ちに行うものとする。

3 落札者は、入札者のうち最高の入札金額の入札をした者とする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

（入札の無効）

第23条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

（1） 入札者を確認し難いとき。

（2） 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。

（3） 同一人が2通以上の入札書により入札したとき。

（4） 入札に際して不正又は不当な行為があったとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合においては、開札の際、その理由を明示し、当該入札が無効である旨を告知するものとする。

（異議の申立て）

第24条 せり売り又は入札売りに参加した者は、そのせり落とし又は落札に異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を指示することができる。

(定価売り等の方法によることができる特別の事情がある場合)

第25条 条例第25条ただし書の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害が発生した場合

(2) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(3) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(4) 条例第28条ただし書の規定により買受人以外の者に対して卸売をする場合

(5) その他やむを得ない理由により市長が特に必要と認める場合

(販売方法の変更等)

第26条 卸売業者は、卸売による販売方法を設定し、又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項を関係者に周知しなければならない。

(1) 取扱品目及び販売方法

(2) 販売方法を設定し、又は変更する理由

(委託手数料の額)

第27条 条例第33条第4号の委託手数料の額は、卸売金額(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)の100分の5以内の額とする。

(卸売予定数量等の報告)

第28条 条例第34条第1項の規定による報告は、その日の卸売のための販売の開始時刻の1時間前までに、卸売予定数量報告書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第34条第2項の規定による報告は、その日の卸売の終了後速やかに、卸売報告書(様式第18号)により行うものとする。

3 条例第34条第3項の規定による報告は、その月の10日までに、卸売月間数量等報告書(様式第19号)により行うものとする。

(委託手数料等の公表)

第29条 条例第35条第3項の規定による公表は、毎月10日までに行うものとする。

(売買取引の条件、卸売予定数量等の公表の方法)

第30条 条例第33条、第35条及び第36条の規定による公表は、必要な事項

を記載した文書等を魚市場内の多数の者の目に触れやすい場所に掲示する方法又はインターネットの利用による方法その他適当な方法によるものとする。

#### 第4章 魚市場施設の使用

##### (魚市場の使用の許可)

第31条 条例第38条第1項の許可の申請は、ひたちなか市魚市場使用（更新）許可申請書（様式第20号）により行うものとする。

2 条例第38条第2項の規定による許可の期間は、5年以内の期間とする。

3 市長は、第1項に規定する許可をしたときは、ひたちなか市魚市場使用（更新）許可書（様式第21号）を申請者に交付するものとする。

4 第1項に規定する許可を受けた者は、条例第38条第2項の規定による期間の満了後も引き続き魚市場を使用しようとする場合には、当該期間の満了の日の1か月前までに、第1項に規定する許可の申請をしなければならない。

##### (施設の使用の許可)

第32条 条例第39条第2項若しくは第3項の許可又は同条第4項の許可（事務室の使用に係るものに限る。）の申請は、ひたちなか市魚市場施設使用（更新）許可申請書（様式第22号）により行うものとする。

2 前項の場合において、1室を2人以上の者で共同して使用しようとするときは、責任者を定め、連名で前項の申請書を提出するものとする。

3 条例第39条第4項の許可（会議室の使用に係るものに限る。）の申請は、使用しようとする日の5日前までに、ひたちなか市魚市場施設（会議室）使用許可申請書（様式第23号）により行うものとする。

##### (許可書の交付)

第33条 市長は、前条第1項に規定する許可をしたときはひたちなか市魚市場施設使用（更新）許可書（様式第24号）を、同条第3項に規定する許可をしたときはひたちなか市魚市場施設（会議室）使用許可書（様式第25号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

##### (事務室の使用の許可の期間等)

第34条 条例第39条第4項の規定による許可（事務室の使用に係るものに限る。）の期間は、2年以内の期間とする。

2 前項に規定する許可を受けた者は、同項の規定による期間の満了後も引き続き事務室を使用しようとする場合には、当該期間の満了の日の1か月前までに、当該許可の申請をしなければならない。

(事務室の使用の廃止)

第35条 使用者は、前条第1項の規定による期間の満了前に事務室の使用を廃止するときは、ひたちなか市魚市場事務室使用廃止届(様式第26号)に第33条の規定により交付された許可書を添付して、これによりその旨を市長に届け出るものとする。

(魚市場使用料の算定)

第36条 条例第38条第2項の規定による期間に1月未満の期間があるときは、その期間に係る使用料については、日額により計算する。

(魚市場使用料の納期限)

第37条 条例第40条第1項の使用料の納期限は、当該月の卸売金額に係るものについて、その月の翌月の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認める場合には、同項に規定する納期限を別に定めることができる。

(魚市場使用料の減免)

第38条 条例第40条第3項の規定による魚市場使用料の減免は、当該年度において市長が必要と認める期間について行うものとする。

2 前項に規定する減免を受けようとする者は、魚市場使用料減免申請書(様式第27号)に市長が必要と認める書類を添付して、これにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、魚市場使用料の減免の可否を決定したときは、魚市場使用料減免承認等決定通知書(様式第28号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(魚市場施設使用料の減免)

第39条 条例第41条第2項の規定による魚市場施設使用料の減免を受けようとする者は、魚市場施設使用料減免申請書(様式第29号)に市長が必要と認める書類を添付して、これにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、魚市場施設使用料の減免の可否を決定したときは、魚市場施設使用料減免承認等決定通知書(様式第30号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 条例第39条第2項、第3項又は第4項の許可を受けようとする者が、第32条第1項又は第3項の規定による申請を行う際に、これらの項に規定する申請書に魚市場施設使用料の減免に関する事項を記載し、及び市長が必要と認める書類を添付してこれを提出した場合には、第1項の規定による申請があったものとみ

なす。

- 4 前項の規定により第1項の規定による申請があったものとみなされた場合には、市長は、魚市場施設使用料の減免の可否の決定について、第33条に規定する許可書にその旨を記載し、及びこれを交付することにより、第2項の規定による通知に代えることができる。

(清潔の保持)

第40条 使用者は、清掃及びごみの適切な処理、消毒等により、その使用する魚市場の施設を、清潔に保持するものとする。

- 2 使用者は、物品、容器その他の物件を常に整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

## 第5章 監督

(身分証明書)

第41条 条例第48条第2項の身分証は、身分証明書(様式第31号)によるものとする。

## 第6章 ひたちなか市魚市場委員会

(委員長及び副委員長)

第42条 委員長は、魚市場委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 魚市場委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 魚市場委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(魚市場委員会の庶務)

第44条 魚市場委員会の庶務は、経済環境部水産課において処理する。

(魚市場委員会の運営)

第45条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他魚市場委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が魚市場委員会に諮って定める。

## 第7章 雑則

(揭示事項)

第46条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を魚市場内の多数の者の目に触れやすい場所に掲示するものとする。

- (1) 条例第5条ただし書の規定により、魚市場を臨時に開場し、又は休場するとき。
- (2) 条例第6条の規定により、魚市場の開場の時間を変更したとき。
- (3) 卸売の業務を許可したとき。
- (4) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止したとき。
- (5) 卸売の事業の譲渡又は卸売業者である法人の合併若しくは分割について認可をしたとき。
- (6) 卸売の業務の許可を取り消したとき。
- (7) 買受人の承認をしたとき、又は取り消したとき。
- (8) 条例第31条第2項の規定により売買を差し止めたとき。
- (9) 魚市場に関する法令又は条例若しくはこの規則に改廃があったとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、掲示する必要があると認める事項があるとき。

(補則)

第47条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日の前日までに、合併前の那珂湊市地方卸売市場の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和48年那珂湊市規則第2号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成9年規則第6号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第17号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に卸売市場法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年茨城県条例20号)第1条の規定による廃止前の茨城県卸売市場条例(昭和46年茨城県条例第51号)第14条第1項の規定により交付されている許可証は、改正後のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条第1項の規定により交付された卸売業務許可証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条第3項の規定により交付されている買受人承認証は、新規則第11条第1項の規定により交付された買受人承認証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第4条第1項の規定により預託されている保証金は、新規則第12条第1項の規定により預託された保証金とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第20条の規定により交付されているひたちなか市魚市場施設使用(更新)許可書及びひたちなか市魚市場施設(会議室)使用許可書(それぞれ許可の有効期間の末日及び使用日が、この規則の施行の日以後の日であるものに係るものに限る。)は、それぞれ新規則第33条の規定により交付されたひたちなか市魚市場施設使用(更新)許可書及びひたちなか市魚市場施設(会議室)使用許可書とみなす。

様式第 1 号（第 2 条関係）

卸売業務許可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場における卸売の業務の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                     |        |   |
|---------------------|--------|---|
| 申請者                 | 所在地    |   |
|                     | 名称（商号） |   |
|                     | 代表者氏名  | 印 |
|                     | 電話番号   |   |
|                     | 担当者氏名  |   |
| 取扱品目                |        |   |
| 業務開始の予定年月日          | 年 月 日  |   |
| 資本金又は出資の額           | 円      |   |
| 役員の氏名               |        |   |
| 従業員数                | 人      |   |
| 業務開始後 3 年間の取扱金額の見込み |        |   |
| 業務開始後 3 年間の収支の見込み   |        |   |
| 添付書類                |        |   |

様式第2号（第3条関係）

卸売業務許可証

卸売業者

所在地

代表者

1 許可番号

第 号

2 許可年月日

年 月 日

ひたちなか市地方卸売市場において卸売の業務を行うことを許可する。

年 月 日

ひたちなか市長



様式第3号（第3条関係）

卸売業務許可証再交付申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者

所在地

名称（商号）

代表者氏名

電話番号

担当者氏名

印

卸売業務許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 許可番号

第 号

2 許可年月日

年 月 日

3 再交付を必要とする理由

備考 損傷又は汚損の場合には、交付されている卸売業務許可証を添付してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

卸売業者事業譲渡・譲受認可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

卸売の事業の譲渡の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 譲渡人 | 許可番号   | 第 号   |
|     | 許可年月日  | 年 月 日 |
|     | 所在地    |       |
|     | 名称（商号） |       |
|     | 代表者氏名  | 印     |
|     | 電話番号   |       |
|     | 担当者氏名  |       |

|                     |        |       |
|---------------------|--------|-------|
| 譲受人                 | 所在地    |       |
|                     | 名称（商号） |       |
|                     | 代表者氏名  | 印     |
|                     | 電話番号   |       |
|                     | 担当者氏名  |       |
| 取扱品目                |        |       |
| 業務の開始予定年月日          |        | 年 月 日 |
| 資本金又は出資の額           |        | 円     |
| 役員の名                |        |       |
| 従業員数                |        | 人     |
| 業務開始後 3 年間の取扱金額の見込み |        |       |
| 業務開始後 3 年間の収支の見込み   |        |       |

|                |
|----------------|
| 卸売の事業の譲渡・譲受の理由 |
|----------------|

様式第5号（第4条関係）

卸売業者法人合併（分割）認可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

法人の合併（分割）の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

|      |        |       |
|------|--------|-------|
| 現行法人 | 許可番号   | 第 号   |
|      | 許可年月日  | 年 月 日 |
|      | 所在地    |       |
|      | 名称（商号） |       |
|      | 代表者氏名  | 印     |
|      | 電話番号   |       |
|      | 担当者氏名  |       |

|                      |        |       |
|----------------------|--------|-------|
| 存続法人<br>設立法人<br>承継法人 | 所在地    |       |
|                      | 名称（商号） |       |
|                      | 代表者氏名  | 印     |
|                      | 電話番号   |       |
|                      | 担当者氏名  |       |
| 取扱品目                 |        |       |
| 業務の開始予定年月日           |        | 年 月 日 |
| 資本金又は出資の額            |        | 円     |
| 役員の名                 |        |       |
| 従業員数                 |        | 人     |
| 業務開始後3年間の取扱金額の見込み    |        |       |
| 業務開始後3年間の収支の見込み      |        |       |

|              |
|--------------|
| 法人の合併（分割）の理由 |
|--------------|

様式第 6 号（第 4 条関係）

年 月 日

殿

ひたちなか市長



卸売業者事業譲渡・譲受認可通知書

年 月 日付けで申請のあったひたちなか市地方卸売市場の卸売業者の事業の譲渡について、これを認可します。

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

殿

ひたちなか市長

印

卸売業者法人合併（分割）認可通知書

年 月 日付けで申請のあったひたちなか市地方卸売市場の卸売業者の合併・分割について、これを認可します。

様式第8号（第5条関係）

卸売業者名称等変更届出書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

法人の名称等を変更したので、次のとおり届け出ます。

|     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 届出人 | 許可番号   | 第 号   |
|     | 許可年月日  | 年 月 日 |
|     | 所在地    |       |
|     | 名称（商号） |       |
|     | 代表者氏名  | 印     |
|     | 電話番号   |       |
|     | 担当者氏名  |       |

変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
|      |     |     |

備考 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第9号（第5条関係）

卸売業務開始（休止・再開）届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

卸売の業務を開始（休止・再開）するので、次のとおり届け出ます。

|     |        |       |
|-----|--------|-------|
| 届出人 | 許可番号   | 第 号   |
|     | 許可年月日  | 年 月 日 |
|     | 所在地    |       |
|     | 名称（商号） |       |
|     | 代表者氏名  | 印     |
|     | 電話番号   |       |
|     | 担当者氏名  |       |

1 業務の開始（休止・再開）年月日

年 月 日

2 休止・再開の理由

様式第10号（第5条関係）

卸売業務廃止届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

卸売の業務を廃止したので、次のとおり届け出ます。

|     |      |   |
|-----|------|---|
| 届出人 | 住所   |   |
|     | 氏名   | 印 |
|     | 電話番号 |   |

|      |        |       |
|------|--------|-------|
| 卸売業者 | 許可番号   | 第 号   |
|      | 許可年月日  | 年 月 日 |
|      | 所在地    |       |
|      | 名称（商号） |       |
|      | 代表者氏名  | 印     |
|      | 電話番号   |       |
|      | 担当者氏名  |       |

1 業務の廃止年月日

年 月 日

2 廃止の理由

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

せり人届出書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場におけるせり人を定めたので、次のとおり届け出ます。

|     |        |     |
|-----|--------|-----|
| 届出人 | 許可番号   | 第 号 |
|     | 所在地    |     |
|     | 名称（商号） |     |
|     | 代表者氏名  | 印   |
|     | 電話番号   |     |
|     | 担当者氏名  |     |

|                       |      |        |
|-----------------------|------|--------|
| せり人                   | 氏名   |        |
|                       | 生年月日 | 年 月 日生 |
|                       | 住所   |        |
| せり人・せり売り関連<br>業務の経験年数 |      |        |
| 添付書類                  |      |        |

様式第 1 2 号 (第 7 条関係)

せり人廃止届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

せり人でなくなった者があるので、次のとおり届け出ます。

|     |         |     |
|-----|---------|-----|
| 届出人 | 許可番号    | 第 号 |
|     | 所在地     |     |
|     | 名称 (商号) |     |
|     | 代表者氏名   | 印   |
|     | 電話番号    |     |
|     | 担当者氏名   |     |

|     |      |        |
|-----|------|--------|
| せり人 | 氏名   |        |
|     | 生年月日 | 年 月 日生 |
|     | 住所   |        |

1 せり人でなくなった年月日

年 月 日

2 せり人でなくなった理由

様式第 1 3 号（第 9 条関係）

買受人承認申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場における買受人としての承認を受けたいので、次のとおり申請します。

|                        |           |   |
|------------------------|-----------|---|
| 申請者                    | 住所<br>所在地 |   |
|                        | 氏名        | ⑩ |
|                        | 名称（商号）    |   |
|                        | 代表者氏名     | 印 |
|                        | 電話番号      |   |
|                        | 担当者氏名     |   |
|                        | 取扱品目      |   |
| 資本金又は出資の額              | 円         |   |
| 役員の氏名                  |           |   |
| 従業員数                   | 人         |   |
| 買受けの 1 年間の取扱<br>金額の見込み |           |   |
| 添付書類                   |           |   |

様式第14号（第11条関係）

買受人承認証

買受人

住所（所在地）

氏名（名称）

1 承認番号

第 号

2 承認年月日

年 月 日

ひたちなか市地方卸売市場における買受人として承認する。

年 月 日

ひたちなか市長



様式第15号（第15条関係）

買受人名称等変更届出書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

法人の名称等を変更したので、次のとおり届け出ます。

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 届出人 | 承認番号      | 第 号   |
|     | 承認年月日     | 年 月 日 |
|     | 住所<br>所在地 |       |
|     | 氏名・名称     | 印     |
|     | 代表者氏名     | 印     |
|     | 電話番号      |       |
|     | 担当者氏名     |       |

変更内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
|      |     |     |

備考 変更の内容が分かる書類を添付してください。

様式第16号（第15条関係）

卸売取扱廃止届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場において卸売を受けることを廃止したので、次のとおり届け出ます。

|     |           |   |
|-----|-----------|---|
| 届出人 | 住所<br>所在地 |   |
|     | 氏名・名称     | 印 |
|     | 代表者氏名     | 印 |
|     | 電話番号      |   |
|     | 担当者氏名     |   |
|     |           |   |

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 買受人 | 承認番号      | 第 号   |
|     | 承認年月日     | 年 月 日 |
|     | 住所<br>所在地 |       |
|     | 氏名・名称     |       |
|     | 代表者氏名     | 印     |
|     | 電話番号      |       |
|     | 担当者氏名     |       |

1 卸売を受けることを廃止した年月日

年 月 日

2 廃止の理由



様式第18号（第28条関係）

卸売報告書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

報告者

所在地

名称

代表者氏名



ひたちなか市地方卸売市場における 年 月 日の主要な品目の卸売数量及び価格を、下記のとおり報告します。

記

| 品目 | 数量 (kg) | 単価 (円) | 価格 (円) | 備考 |
|----|---------|--------|--------|----|
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |

(注) 単価及び価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を記入してください。

様式第19号（第28条関係）

卸売月間数量等報告書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

報告者

所在地

名称

代表者氏名



ひたちなか市地方卸売市場における 年 月分の卸売数量及び価格を、  
下記のとおり報告します。

記

| 品目 | 数量 (kg) | 単価 (円) | 価格 (円) | 備考 |
|----|---------|--------|--------|----|
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |
|    |         |        |        |    |

(注) 単価及び価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額を記入してください。

様式第20号（第31条関係）

ひたちなか市魚市場使用（更新）許可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                 |                 |   |
|-----------------|-----------------|---|
| 申請者             | 所在地             |   |
|                 | 名称（商号）          |   |
|                 | 代表者氏名           | 印 |
|                 | 電話番号            |   |
|                 | 担当者氏名           |   |
| 使用目的<br>（更新の理由） |                 |   |
| 使用期間            | 年 月 日から 年 月 日まで |   |
| 備考              |                 |   |

様式第 2 1 号 (第 3 1 条関係)

年 月 日

殿

ひたちなか市長



ひたちなか市魚市場使用 (更新) 許可書

年 月 日付けで申請のあったひたちなか市地方卸売市場の使用について、次のとおり許可します。

|       |  |
|-------|--|
| 使用目的  |  |
| 許可期間  | 年 月 日から 年 月 日まで                          |
| 使用料の額 | ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例第 4 0 条第 2 項の規定による額 |
| 備考    |  |

様式第 2 2 号（第 3 2 条関係）

ひたちなか市魚市場施設使用（更新）許可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場の施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| 申請者                 | 住所<br>所在地  |   |
|                     | 氏名・名称  | 印 |
|                     | 代表者氏名  | 印 |
|                     | 電話番号   |   |
|                     | 担当者氏名  |   |
| 使用する<br>施設          |  |   |
| 使用目的<br>（更新の<br>理由） |  |   |
| 使用期間                | 年 月 日から 年 月 日まで  |   |
| 使用予定<br>人数          | 人  |   |
| 使用料の<br>減免          | <input type="checkbox"/> あわせて申請する<br><input type="checkbox"/> 漁業者・水産業関係団体の使用の場合<br><input type="checkbox"/> 水産業振興の活動のための使用の場合<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |   |
| 添付書類                |  |   |
| 備考                  |  |   |

様式第 2 3 号 (第 3 2 条関係)

ひたちなか市魚市場施設 (会議室) 使用許可申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

ひたちなか市地方卸売市場の会議室の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 申請者        | 住所<br>所在地   |   |
|            | 氏名・名称   | 印 |
|            | 代表者氏名   | 印 |
|            | 電話番号  |   |
|            | 担当者氏名   |   |
|            | 使用目的  |   |
| 使用日時       | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで  |   |
| 使用予定<br>人数 | 人   |   |
| 使用責任<br>者  | 住所<br>氏名  |   |
| 使用料の<br>減免 | <input type="checkbox"/> あわせて申請する<br><input type="checkbox"/> 漁業者・水産業関係団体の使用の場合<br><input type="checkbox"/> 水産業振興の活動のための使用の場合<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |
| 添付書類       |   |   |
| 備考         |   |   |

※市使用欄

|     |            |     |      |       |
|-----|------------|-----|------|-------|
| ※受付 | ※許可        | ※減免 | ※使用料 | ※令書番号 |
| 月 日 | 第 号<br>月 日 |     | 円    | 第 号   |

様式第24号（第33条関係）

年 月 日

殿

ひたちなか市長



ひたちなか市魚市場施設使用（更新）許可書

年 月 日付けで申請のあったひたちなか市地方卸売市場の施設の使用について、次のとおり許可します。

1 許可期間（更新後の許可期間）

年 月 日から 年 月 日まで

2 使用施設名及び使用面積

平方メートル

3 使用条件

様式第 2 5 号 (第 3 3 条関係)

ひたちなか市魚市場施設 (会議室) 使用許可書

第 号

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 許可日時 | 年 月 日 時 分から<br>年 月 日 時 分まで |
| 使用目的 |                            |
| 使用料  | 円                          |

年 月 日付けで申請のあったひたちなか市地方卸売市場の会議室の使用について、上記のとおり許可します。

年 月 日

殿

ひたちなか市長



様式第26号（第35条関係）

ひたちなか市魚市場事務室使用廃止届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

年 月 日付で許可のあったひたちなか市地方卸売市場の事務室の使用を廃止するので、次のとおり届け出ます。

|     |      |   |
|-----|------|---|
| 届出人 | 住所   |   |
|     | 氏名   | 印 |
|     | 電話番号 |   |

|     |       |   |
|-----|-------|---|
| 使用者 | 住所    |   |
|     | 所在地   |   |
|     | 氏名・名称 | 印 |
|     | 代表者氏名 | 印 |
|     | 電話番号  |   |
|     | 担当者氏名 |   |

|      |                 |
|------|-----------------|
| 許可期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
|------|-----------------|

|       |  |
|-------|--|
| 廃止の理由 |  |
|-------|--|

|    |  |
|----|--|
| 備考 |  |
|----|--|

様式第 27 号 (第 38 条関係)

魚市場使用料減免申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

魚市場使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

|            |                 |   |
|------------|-----------------|---|
| 申請者        | 所在地             |   |
|            | 名称              |   |
|            | 代表者氏名           | 印 |
|            | 電話番号            |   |
|            | 担当者氏名           |   |
| 使用許可<br>期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |   |
| 減免対象<br>期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |   |
| 申請の理<br>由  |                 |   |
| 添付書類       |                 |   |
| 備考         |                 |   |

第 号  
年 月 日

殿

ひたちなか市長



魚市場使用料減免承認等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚市場使用料の減免について、次の  
とおり決定したので、通知します。

|        |                     |   |
|--------|---------------------|---|
| 減免     | 承認します ・ 承認しないこととします |   |
| 不承認の理由 |                     |   |
| 減免の内容  | 減免前の額               | 円 |
|        | 減免後の額               | 円 |
| 減免の期間  | 年 月 日から 年 月 日まで     |   |

(教示)

様式第 29 号（第 39 条関係）

魚市場施設使用料減免申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

魚市場施設使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 申請者          | 住所    |   |
|              | 所在地   |   |
|              | 氏名・名称 |   |
|              | 代表者氏名 | 印 |
|              | 電話番号  |   |
|              | 担当者氏名 |   |
| 使用する施設       |       |   |
| 使用期間<br>使用日時 |       |   |
| 使用料の額        | 円     |   |
| 申請の理由        |       |   |
| 添付書類         |       |   |
| 備考           |       |   |

様式第30号（第39条関係）

第 号  
年 月 日

殿

ひたちなか市長



魚市場施設使用料減免承認等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚市場施設使用料の減免について、  
次のとおり決定したので、通知します。

|        |                     |   |
|--------|---------------------|---|
| 減免     | 承認します ・ 承認しないこととします |   |
| 不承認の理由 |                     |   |
| 減免の内容  | 減免前の額               | 円 |
|        | 減免後の額               | 円 |

（教示）

様式第 3 1 号 (第 4 1 条関係)

(表)

|  |         |           |   |     |
|--|---------|-----------|---|-----|
| 第  | 号       | 身 分 証 明 書 |   |     |
| 写 真  | 所 属     |           |   |     |
|  | 職 名     |           |   |     |
|  | 氏 名     |           |   |     |
|  | 生 年 月 日 | 年         | 月 | 日 生 |
| 上記の者は、ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例第 4 8 条の規定による立入検査等を行う者であることを証明する。 |         |           |   |     |
| 年 月 日  |         |           |   |     |
| ひたちなか市長  |         |           | 印 |     |

(裏)

|                         |
|-------------------------|
| ひたちなか市地方卸売市場の設置及び管理条例抜粋 |
|-------------------------|

様式第 1 号 (第 2 条関係)  
様式第 2 号 (第 3 条関係)  
様式第 3 号 (第 3 条関係)  
様式第 4 号 (第 4 条関係)  
様式第 5 号 (第 4 条関係)  
様式第 6 号 (第 4 条関係)  
様式第 7 号 (第 4 条関係)  
様式第 8 号 (第 5 条関係)  
様式第 9 号 (第 5 条関係)  
様式第 10 号 (第 5 条関係)  
様式第 11 号 (第 7 条関係)  
様式第 12 号 (第 7 条関係)  
様式第 13 号 (第 9 条関係)  
様式第 14 号 (第 11 条関係)  
様式第 15 号 (第 15 条関係)  
様式第 16 号 (第 15 条関係)  
様式第 17 号 (第 28 条関係)  
様式第 18 号 (第 28 条関係)  
様式第 19 号 (第 28 条関係)  
様式第 20 号 (第 31 条関係)  
様式第 21 号 (第 31 条関係)  
様式第 22 号 (第 32 条関係)  
様式第 23 号 (第 32 条関係)  
様式第 24 号 (第 33 条関係)  
様式第 25 号 (第 33 条関係)  
様式第 26 号 (第 35 条関係)  
様式第 27 号 (第 38 条関係)  
様式第 28 号 (第 38 条関係)  
様式第 29 号 (第 39 条関係)  
様式第 30 号 (第 39 条関係)  
様式第 31 号 (第 41 条関係)





様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 1 8 条関係)

様式第 4 号 (第 1 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 9 条関係)

様式第 6 号 (第 2 0 条関係)

様式第 7 号 (第 2 0 条関係)

様式第 8 号 (第 2 3 条関係)